

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 13



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1

## 条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

## 鹿 児 島 県 条 例 第 34 号

鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 ( 昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 28 条 の 2 の 見 出 し 中 「 扶 養 親 族 等 申 告 書 」 を 「 扶 養 親 族 申 告 書 」 に 改 め る。

第 28 条 の 3 の 見 出 し 中 「 扶 養 親 族 等 申 告 書 」 を 「 扶 養 親 族 申 告 書 」 に 改 め 、 同 条 中 「 若 し く は 単 身 児 童 扶 養 者 で あ る 者 」 を 削 る。

第 36 条 第 1 項 第 1 号 中 「 次 号 」 の 次 に 「 及 び 第 3 号 」 を 加 え 、 同 号 イ 中 「 第 72 条 の 24 の 7 第 5 項 各 号 」 を 「 第 72 条 の 24 の 7 第 6 項 各 号 」 に 改 め 、 同 項 第 2 号 中 「 電 気 供 給 業 」 の 次 に 「 ( 次 号 に 掲 げ る 事 業 を 除 く 。 ) 」 を 加 え 、 同 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(3) 電 気 供 給 業 の う ち 、 法 第 72 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 小 売 電 気 事 業 等 ( 以 下 こ の 節 に お い て 「 小 売 電 気 事 業 等 」 と い う 。 ) 及 び 同 号 に 規 定 す る 発 電 事 業 等 ( 以 下 こ の 節 に お い て 「 発 電 事 業 等 」 と い う 。 ) 次 に 掲 げ る 法 人 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額

ア イ に 掲 げ る 法 人 以 外 の 法 人 収 入 割 額 、 付 加 価 値 割 額 及 び 資 本 割 額 の 合 算 額

イ 第 1 号 イ に 掲 げ る 法 人 収 入 割 額 及 び 所 得 割 額 の 合 算 額

第 37 条 第 1 項 中 「 事 業 の 」 を 「 事 業 税 の 」 に 改 め 、 同 項 各 号 を 次 の よう に 改 め る。

(1) 付 加 価 値 割 各 事 業 年 度 の 付 加 価 値 額

(2) 資 本 割 各 事 業 年 度 の 資 本 金 等 の 額

(3) 所 得 割 各 事 業 年 度 の 所 得

(4) 収 入 割 各 事 業 年 度 の 収 入 金 額

第39条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の次に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第36条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37の税率を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15の税率を乗じて得た金額

(2) 第36条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85の税率を乗じて得た金額

第41条第1項中「所得割(」を「所得割等(」に、「掲げる法人にあつては、」を「掲げる法人の」に、「とする」を「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「「所得割等」という」を「同じ」に、「収入割」を「収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この節において同じ。)」に改め、同項の表(1)の項中「なる日の」を「なる日との」に改め、同条第2項中「収入割」を「収入割等」に、「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改め、同条第4項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第59条の3第2項を次のように改める。

2 前項(法第74条の6第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定は、卸売販売業者等が、法第74条の6第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第59条の5第1項又は第3項の規定による申告書に前項の適用を受けようとする製造たばこに係る県たばこ税額を記載し、かつ、法第74条の6第2項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第59条の3第3項中「小売業者」を「小売販売業者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項(法第74条の6第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、同条第3項に規定する書類を知事に提出している場合に限り、適用する。

第59条の5第1項中「第59条の3第2項」を「第59条の3第3項」に改める。

第62条第4項中「第75条の2又は法第75条の3」を「第75条の2若しくは第75条の3又は附則第12条の2」に、「第75条の3にあつては同条各号」を「第75条の3又は附則第12条の2にあつては法第75条の3各号又は附則第12条の2」に改め、同条第5項中「法第75条の3」を「第75条の3若しくは附則第12条の2」に改める。

附則第 6 条の 2 の 3 中「100分の 2.9」を「100分の 5.7」に改める。

附則第 6 条の 3 中「同条第 3 項第 2 号」を「同条第 4 項第 2 号」に改める。

附則第 6 条の 3 の 2 中「第 72 条の 33 第 2 項」を「第 72 条の 31 第 2 項」に、「100分の 10」を「100分の 20」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 28 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第 28 条の 3 の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 28 条の 3 に規定する申告書について適用する。

5 新条例附則第 6 条の 2 の 3 の規定（同条第 1 項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下「地方税法等改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第 72 条の 23 第 1 項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 81 条の 18 第 1 項に規定する個別所得金額をいう。以下同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前日 10 年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業

等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 72 条の 23 第 1 項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

- 8 新条例附則第 6 条の 3 の 2 の規定（同条に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

- 9 新条例第 62 条の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。